

公益社団法人福岡県建築士会 会員の皆様

福岡県建築都市部建築指導課長

## バリアフリー関係法令に関するアンケート調査について

平素から本県の建築指導行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、平成 10 年 4 月 1 日に施行された「福岡県福祉のまちづくり条例」(以下、「本条例」という。)について、施行から 25 年以上が経過し、社会情勢の変化や技術の進歩、県民の皆様のニーズの多様化などに対応するため、より実効性の高い条例への見直しを検討しています。

本条例は、高齢者、障がい者、乳幼児連れの方など、全ての県民が日常生活、社会活動をしていく上での障壁(バリア)となるものを取り除き、いきいきとした地域社会を築くことができるよう、建築物や公共交通機関、道路などの施設整備における配慮事項等を定めています。

この度、本条例の見直しにあたり、県民の皆様、事業者の方々、関係団体の方々から、広くご意見やご要望をお伺いするため、アンケート調査を実施しますので、下記のとおりご協力をお願いします。

## 記

### 1. 調査目的

本条例の見直しにあたり、バリアフリー関係法令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」※という。))及び本条例)に関して、どのような課題等があるのか等を把握することを目的とします。

※本条例と同様の基準を有する「バリアフリー法」に関しても、本条例改正の参考とするため、今回、調査をさせていただきます。

### 2. 回答方法

別添の調査票を作成の上、建築士会事務局(shikaiful@arion.ocn.ne.jp)宛てご提出をお願いします。

### 3. 回答期限

令和 8 年 6 月 2 9 日(月)

### 【お問合せ先】

福岡県建築都市部建築指導課建築審査係(担当:横山)

TEL:092-643-3722 FAX:092-643-3754

E-mail:yokoyama-n5728@pref.fukuoka.lg.jp